

選択肢のある社会の実現を目指して —女性活躍に対する制度の壁を乗り越える

提言



長谷川 隆代

はせがわ たかよ
ダイバーシティ推進委員長
SWCC社長

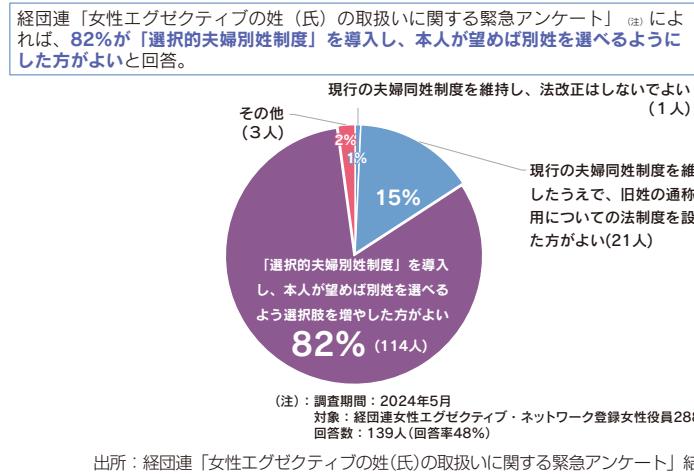
次原 悅子

つぎはら えつこ
審議員会副議長
ダイバーシティ推進委員長
サニーサイドアップグループ
社長

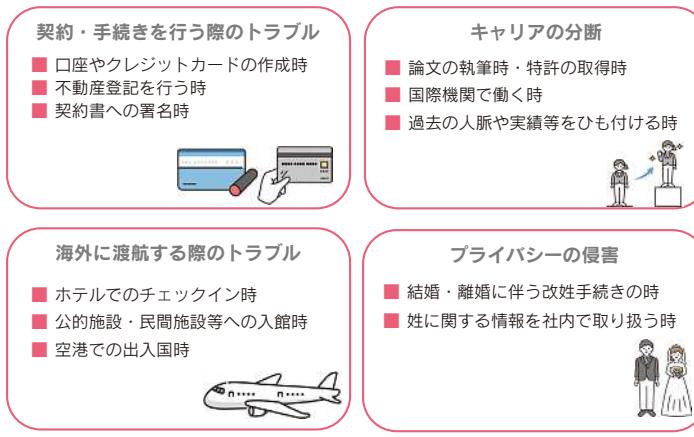
魚谷 雅彦

うおたに まさひこ
審議員会副議長
ダイバーシティ推進委員長
資生堂会長

図表1 夫婦の姓に関する制度への考え方



図表2 ビジネスの現場における通称使用の弊害が生じる場面(例)



資料：経団連事務局作成

ないと判断した。ただし、特筆すべきは、選択的夫婦別姓制度に合理性がないとまで判断したものではなく、いずれも、夫婦の姓に関する制度のあり方は「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」としたことによると、これらの判決・決定には複数名の裁判官から反対意見が示された。

官民の職場では、女性の社会進出を踏まえ、改姓によるキャリアの分断等を避けるため、

「企業は社会の公器」といわれる通り、企業の存在意義は、その事業活動を通じて社会の発展に貢献することにある。価値ある商品やサービスを提供することはもちろんのこと、環境や人に関する社会課題の解決に積極的に取り組む姿勢が求められている。

旧姓の通称使用の拡大と課題

選択的夫婦別姓制度に合理性がないとまで判断したものではなく、いずれも、夫婦の姓に関する制度のあり方は「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」としたことによると、これらの判決・決定には複数名の裁判官から反対意見が示された。

官民の職場では、女性の社会進出を踏まえ、改姓によるキャリアの分断等を避けるため、

旧姓の通称使用が拡大しているが、通称は法律上の姓ではないことから、課題も残る。特にグローバルな現場では通称使用が理解されず、トラブルとなることが多い(図表2)。これらは、これまで当事者のキャリア上の障壁と見なされていたが、企業にとってもビジネス上のリスクとなり得る事象であり、無視できない。また、現行制度は、女性に相当程度の改姓による不都合・不利益を与える「間接差別」に当たる恐れがあるとの指摘もある。

政府への要望

政府には、夫・妻各々が、希望すれば生まれ持つた姓を戸籍上の姓として名乗れる制度の早期実現を求めたい。1996年の法制審議会の答申は、現在においても社会の実情を踏まえた極めて妥当な内容である。他方、通称使用を法制化する案など、女性の活躍を阻害しているビジネス上の課題を解決し、自らが選択する姓を名乗れるようにする案も提案されている。制度見直しの機運は高まっており、政府には一刻も早く改正法案を提出し、国会において建設的な議論が行われることを期待する。

現行制度では、婚姻時に夫婦のいずれかがなく自らの姓を自身で選択できる制度の早期実現を政府に求めるべく、2024年6月18日に提言「選択肢のある社会の実現を目指して—女性活躍に対する制度の壁を乗り越える」を公表した。以下、提言の概要を紹介する。

夫婦の姓を取り巻く社会環境の変化

そこで、経団連では、希望すれば、不自由なく自らの姓を自身で選択できる制度の早期実現を政府に求めるべく、2024年6月18日に提言「選択肢のある社会の実現を目指して—女性活躍に対する制度の壁を乗り越える」を公表した。以下、提言の概要を紹介する。

「選択的夫婦別姓制度」をめぐる 政府・司法の動き

政府は、法制審議会で議論し、1996年に選択的夫婦別姓制度の導入を答申した。法務省は1996年、2010年の2度にわたり改正法案を準備したが、与党内での様々な議論の結果、国会への提出には至らず、今まで至っていない。

司法の場では、現行の夫婦同姓制度をめぐり、最高裁は、これまで2度、憲法に違反し

姓を改める必要がある。95%の夫婦は妻が改姓しているため、その負担は結果的に女性に偏っている。また、国民の家族観や、家族のあり方はますます多様化している。企業では、旧姓の通称使用が浸透してきたが、戸籍上の姓との照合や、結婚・離婚といった個人情報の取り扱い等に負担が生じている。とりわけ、グローバルに活躍する女性、意思決定層の女性等の増加に伴い、女性が不利益等を被る場面が増えている。経団連調査では、88%の女性役員が「旧姓の通称使用」が可能な場合でも、「何かしら不便さ・不都合、不利益が生じると思う」とし、82%が「選択的夫婦別姓制度を導入したほうがよい」と回答している(図表1)。世界的にみても、婚姻時に夫婦同姓しか選択できない国は日本のみとされており、国連女性差別撤廃委員会からも、人権侵害やジェンダー平等といった観点から、日本に対しこれまで3度にわたり夫婦同姓制度の是正勧告が行われるなど、厳しい目が向けられている。

姓名は、その人の人格を示すものであり、職業人にとっては築いた実績や信用、人脈などがひも付くキャリアそのものである。結婚後も本人が望めば自らの姓を選択できる制度の実現は、女性の活躍の観点からももちろん、性別に関係なく全ての人が自らのキャリアやアイデンティティを守るために重要である。

D E I の本質は、よりイノベーション選択肢が与えられ、一人ひとりがそれぞれの考え方のもと、生き方を選択できることである。不自由なく自らの姓を選択できる制度の実現は、多様な価値観を包摂する社会を目指す強力なメッセージとなると確信している。

